

## 講演

最終講義録<sup>※</sup>

## 国際法研究の40年と国連安全保障理事会

佐藤 哲夫<sup>※※</sup>

ご紹介いただきました佐藤です。本日は私の最終講義に多数の皆さんにお出でいただき誠にありがとうございます。一橋大学での40年間にわたる研究教育に区切りをつけるというこの私にとっての大切な機会に皆さんおいでいただき大変ありがとうございます。最終講義の前半には、皆さんから少しは笑いが取れるようにと準備しましたので、笑えそうな所は笑ってあげようという気持ちで、お聞きいただくとありがたく存じます（会場・笑）。それでは1時間半ほどの時間になりますけれども、どうぞ最後までおつきあい下さい。

本日の最終講義の目標として、2点考えています。第1は、研究者としての40年におよぶ国際法研究を総括するということです。私は、研究において何に関心を持ち、何ができたか、という点です。また、研究生活を振り返り、それぞれの

---

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第17巻第3号 2018年11月 ISSN 1347-0388

※ 本講義録は、私が一橋大学を定年により退職することを踏まえて、2018年1月26日に行った最終講義の原稿に対して必要な修正と補足を加えたものである。多数のパワーポイントを使用しながら説明したために、本講義録においても、理解のために必要と思われる箇所では、括弧でスライド内容を説明するほか、スライドで示された文献名や論文題目を示すなどしている。なお、リサーチ・アシスタントの藤田大智君の助力を得た。また後半部分において、山形大学人文社会科学部にて行った講演（「国際公益と国連安全保障理事会」、講演録は、『法政論叢（山形大学）』68・69合併号（2018年2月）109-148頁に掲載）と内容的に重複する箇所があることをお断りしておきたい。

※※ 一橋大学名誉教授、広島市立大学広島平和研究所教授

**一橋大学大学院法学研究科  
佐藤哲夫教授最終講義**

**国際法研究の40年と  
国連安全保障理事会**



**佐藤 哲夫**  
一橋大学大学院法学研究科教授

◆2018年1月26日(金)  
15時-17時

◆西キャンパス本館26番教室

◆参加費無料・事前申込不要

◆お問い合わせ先  
一橋大学大学院法学研究科准教授 竹村 仁美  
TEL:042-380-8300 E-mail: hitsumi.takemura@hi-u.ac.jp  
一橋大学大学院法学研究科助手 上條 麻子  
TEL:042-380-9133 E-mail: yokota.mami@hi-u.ac.jp

主な著書  
『国連安全保障理事会と憲章第7章—集団安全保障制度の創造的展開とその課題—』(有斐閣, 2015年)  
『国際組織法』(有斐閣, 2005年)  
『Evolving Constitutions of International Organizations (The Hague, Kluwer Law International, 1996)』  
『国際組織の創造的展開—設立文書の解釈理論に関する考察—』(勁草書房, 1993年)

時期を反省して、後進の皆さんに対してどのような助言ができるかを考えてみたいと思います。

第2は、40年におよぶ国際法研究において分析対象とした、国際社会におけるその時々的重要な問題を振り返り、その意義を考えるということで、具体的には、冷戦解消後における国際社会の動きと安保理の対応を確認することによって、私たちが経験してきたこの20年、30年という時期が、どのような時代であったのかを検討したいと思います。

最初に、全体の構成を目次として示します。

## I 40年におよぶ国際法研究の総括

- 1 研究業績と研究の在り方
- 2 研究者としての最初の段階での基礎固め
- 3 なぜ国際組織に関心を持ったのか
- 4 なぜ黙示的権限の法理に着目したのか
- 5 博士論文を英語で発表することの重要性
- 6 教科書を書く
- 7 研究者としてモノグラフあるいは論文集を目指す

第1部では、研究業績と研究の在り方、それから最初の段階での基礎固め、なぜ国際組織なのか、なぜ黙示的権限の法理なのか、博士論文を英語で発表するということ、教科書を書くあるいは論文集を目指す、このような点を扱います。

## II 分析対象とした、国際社会におけるその時々的重要な問題

### 冷戦解消後における国際社会の動きと安保理の対応

- 1 国際連合における集団安全保障制度
- 2 1990年代
  - 湾岸戦争——クルド危機
  - ソマリア・旧ユーゴスラヴィア・ルワンダ
- 3 2000年代に入って
  - 強力な平和維持：内戦介入の困難とその帰結
  - ルワンダのジェノサイドはなぜ防げなかったのか？
- 4 安保理に求められる公権力としての正当性
- 5 国際連合の70年を総括する

第2部では、冷戦解消後における国際社会の動きと安保理の対応ということで、国連における集団安全保障制度を確認した後、1990年代の湾岸戦争、ソマリア、旧ユーゴ、ルワンダ、こういう事例を振り返ります。2000年代に入ってから、強力な平和維持という動きを確認します。それとの関係で、ルワンダのジェノサイドはなぜ防げなかったのか、こういうことも考えてみたいと思います。それから、安保理については公権力としての正当性という観点から見ると、こういうような内容でお話ししたいとふうに思います。

## I 40年におよぶ国際法研究の総括

### 1 研究業績と研究の在り方

まず、最初に、私自身の研究者としての経歴と業績の概略を示します。一橋大学に1984年、29歳で就職し、今年度、2017年度63歳にて退職するという事になります。このように、一橋大学という研究と教育の点ですぐれた環境に、最初から、34年間にわたって所属することができたわけで、大変に恵まれた研究生活をおくることができたと考えています。当然に、そのような恵まれた研究生活にふさわしい研究業績を出すことが求められるわけで、この点では、主観的に

は頑張りましたが、その客観的な評価は、皆さんにお任せするところであります。

研究者の研究業績には多様なものが含まれると考えますが、私の場合には、次の4冊の著書となります。詳しくは、この後で触れますが、ここでは、これら4冊の相互関係を指摘しておきます。1冊目は法学博士の学位請求論文、2冊目はその翻訳を英文書物として刊行する、3冊目は体系的な教科書を執筆する、4冊目は体系的な論文集を出すと、こういうようなことを考えたわけです。

- 1993年 (38歳)
  - 『国際組織の創造的展開——設立文書の解釈理論に関する一考察——』(勁草書房、xiv+502頁、1993年)(法学博士の学位請求論文)
- 1996年 (41歳)
  - *Evolving Constitutions of International Organizations: A Critical Analysis of the Interpretative Framework of the Constituent Instruments of International Organizations* (The Hague, Kluwer Law International, International Law in Japanese Perspective, Volume 3, 1996. Pp. xviii+301)(上記書物の翻訳)
- 2005年 (50歳)
  - 『国際組織法』(有斐閣、xxiv+393頁、2005年)(体系的教科書)
- 2015年 (60歳)
  - 『国連安全保障理事会と憲章第7章 集団安全保障制度の創造的展開とその課題』(有斐閣、xvi+396頁、2015年)(体系的論文集)

(1冊目表紙絵のスライドを示しながら)これが1冊目のもので『国際組織の創造的展開』という博士論文です。この書物では、博士論文ということで、原理的・原則的な基本的な問題を扱うということです。(2冊目表紙絵のスライドを示しながら)それを翻訳したものがこの書物です。これは翻訳ということで、英文書物として刊行したというわけです。(3冊目表紙絵のスライドを示しながら)3冊目が、『国際組織法』という体系的な教科書にまとめたもので、これは先ほどの原理的・原則的な視点・立場を踏まえて、この分野の体系書をまとめるという

ことで書いたということになります。(4冊目表紙絵のスライドを示しながら) それから最後の4冊目がこれですけれども、これは原理的・原則的な視点・立場を踏まえうえて、現代社会の実践的な諸問題を分析するという位置づけができるように思います。

このような4冊の特徴から分かる私の研究をまとめるならば、後知恵的ではありますが、次のようにまとめることができるのではと考えます。まず博士論文では、原理的・原則的な基本的な問題を扱う。それを英文書物として刊行する。それから、その原理・原則を踏まえた上で体系的教科書をまとめる。そして最後に、現代社会の実践的な諸問題を分析する。とりあえず、最初に私の研究の在り方と業績は、このように総括できるのではというふうに思います。

## 2 研究者としての最初の段階での基礎固め

次に、私自身の経験を素材として、研究者としての最初の段階での基礎固めが大切であるということを描きたいと思います。大学入学後の3年間にわたって、法学部ではなくて、庭球部の学生生活をおくりました(会場・笑)。(自身の庭球部における写真のスライドを示しながら) 若かりし日の写真と、当時の風貌です(会場・笑)。

よくもまあ、このような3年間を送れたものだと思われるかもしれませんが、その背景事情を一言説明します。私事で恐縮ですが、私は、中学生の時に軟式テニス部に所属し、高等学校入学後にも硬式テニス部に入部しました。しかし、浜松北高等学校というのは静岡県西部地域では一番の進学校でして、勉強との両立ができずすぐに辞めることになりました。まあその結果、高校3年間にわたって、いわば自己不全感の下にありました。そのような次第で、一橋大学入学後は、ほぼ毎日練習に明け暮れ、結果として、他人には決して見せられない極めてお粗末な成績となりました。(会場・笑)。

(庭球部先輩が書いた自身を紹介する文章のスライドを示しつつ) これは、一つ上の学年の心優しい先輩の手になる文章で、少し持ち上げすぎですが、このように書いていただいています。

「法学部のせいかどうか、その行動、思考全てが論理的である。クラブの中においても、常にマイペースで、自分の信念に向かって突き進んでいく。テニスのセンスは抜群で、オールラウンドになんでもできるが、勝負どころでもろさを見せることがある。」(会場・笑)。「英字新聞などを小わきに抱えたインテリジェンスあふれる姿は、独特の風格があるが、突如として『ガーン』という奇声を発してその風格がもろくも崩れ去る。」(会場・笑)。

こんなことを言われていました。

一橋大学の勉学では、3年生からのゼミナールが中心となります。テニス部でも、ゼミのある曜日は練習を休んで、必ずゼミには出席するものでした。国際法の皆川先生のゼミでは、次の英語文献を輪読しました。

- 皆川ゼミナール：1975—76年（3年生—4年生：20—21歳）

Lissytzin, O., "International Law in a Divided World," *International Conciliation*, No. 542, March, 1963. pp. 3-69

Brierly, J.L., *The Law of Nations: An Introduction to the International Law of Peace* (1963, xv, 442 p. ; 6th ed. by Sir Humphrey Waldock)

1970年代というのは、世界が、西側、東側、非同盟第三世界という、3つの陣営・グループに分裂していた時代であって、Lissytzinの論文、“International Law in a Divided World”、これは、そのような国際社会の構造を踏まえた上で国際法を説明したものです。

Brierlyの *The Law of Nations: An Introduction to the International Law of Peace* ですが、Brierlyは、20世紀初め頃のイギリスの研究者で、このコンパクトな体系書は評価が高く、改訂版が継続的に出されてきており、Waldockは、国際司法裁判所の裁判官を務めた著名な研究者です。このような文献を読む中で、国際法に対する興味関心が深まり、大学院への進学を考えることになりました。

これからの話は、笑い話として笑い流していただきたいのですが、テニス部で

は、3年生の終わりにあるリーグ戦をもって引退するという慣行があります。私も4年生の4月からは大学院の試験に向けて勉強に専念し、9月の筆記試験も無事に合格し、いよいよ口述試験に臨むことになりました。(皆川先生の写真のスライドを示しながら)面接では、中央に皆川先生、隣に塚場先生ともう一人の先生が着席され、何事もなく無事に進んでいったのですが、終わり頃になって、次のような質問がなされました。「それで、君は、何か分からないことはないのですか?」と。この質問に対して、私は、幸か不幸か、うかつにもというべきでしょうか、「国際法と国内法の関係における、妥当性の委任連関、ということが良く分かりません。」と、正直に答えてしまったのです。

国際法を勉強した学生でも、この「妥当性の委任連関」という表現は、すぐにピンとくるものではないと思います。妥当性という言葉が専門用語であるうえに、委任連関などという漢語は如何にも分かりにくいわけですね。国際法の世界では、この国際法と国内法の関係という問題は、現在に至るまで、論争の対象とされる重要かつ複雑な問題です。

簡単に紹介すれば、国際法秩序と国内法秩序の相互の関係についての考え方には、2つは別個独立したものであるという2元論と、2つは統一されたものであるという1元論とがあります。国際法優位の1元論の考え方に立つと、国家がその領域上で国内法を有効に維持しているのは、国際法によって認められているからであり、その意味で、国内法が有効に妥当しているのは、その妥当性を国際法から委任されているからであると説明されます。こうして、国内法の妥当性の根拠は、国際法からの委任に基づくという関係、すなわち連関として説明できるというわけです。

当時は、この表現が良く分からずにいたこともあって、「分かりません」と答えてしまったわけです。この回答に対して、先生方がニヤリとお笑いになった、かどうかについては、記憶が定かではないのですが、回答した後に、何か不吉な予感が心をよぎったことでした(会場・笑)。果たして、というべきか、あに図らんやというべきか、数日後の合格発表の掲示板には、私の受験番号はありませんでした!

この様な次第で、大学5年生として、大学院受験のための勉強に取り組むこと

になりました。最初に結論を述べておきますが、後々振り返ってみれば、大学院に入学する前に、1年間、基礎固めの勉強の機会を持てたことは大変に有益であり、「よくぞ、不合格にしてくれた。」とさえ評価できます(会場・笑)。もっとも、あのお粗末な成績では、筆記試験がどれだけできて、ストレートで合格させるには躊躇せざるを得ないとも思えますけれども……。

3年間のテニス部生活で十分に燃焼したこともあり、5年生では、勉強に専念できました。まず、国際法に関しては、皆川先生にお願いして、大学院のゼミを傍聴させていただき、国際法の研究の仕方を目の当たりにして大いに励みになりました。また、当時、有斐閣から出されていた法律学全集の国際法の3冊は、日本語での最高峰でしたので、これらを複数回精読し、さらに1と3についてはノートもしっかりと取りました。

さらに、憲法学の杉原泰雄先生の3年生ゼミナールに参加して、これも法律学全集の清宮・宮沢の2冊を精読しました。また同様に、細谷千博先生の3年生ゼミナールに参加して、国際政治学の体系的入門書を精読しました。

- 大学院受験のための勉強：1977年(5年生：22歳)

杉原泰雄 3年生ゼミナール：憲法学

細谷千博 3年生ゼミナール：国際政治学→翻訳の国際政治学体系的入門書

有斐閣・法律学全集

田畑茂二郎、国際法1〔新版〕(1973)

横田喜三郎、国際法2〔新版〕(1972)

田岡良一、国際法3〔新版〕(1973)

清宮四郎、憲法I—統治の機構—〔新版〕1971)

宮沢俊義、憲法II—基本的人権—〔新版〕(1971)

また、法律英語の勉強が必要ということで、Vinogradoffの*Common-sense in Law*が良いと聞き、『法における常識』として翻訳が出ていましたので、翻訳と一字一句照らし合わせながら、専門用語と表現を学びました。

このような勉強の甲斐あって、無事に合格し、大学院生として国際法の勉強・研究に専念する生活となりました。「留年を恐れない」と記したスライドを示しながら)この点で、まず、「留年を恐れない」(会場・笑)。もちろん浪費はすべきでないのですが、自分の将来の方向性を決める大切な時期ですので、「留年を恐れない」ということです。

- ・大学院生時代：1978—83年 (23—28歳)
  - 修士課程：1978—79年 (23—24歳)
  - 博士課程：1980—81年 (25—26歳)
  - フレッチャー留学：1981—83年 (26—28歳)

(院生生活の時系列表を記したスライドを示しつつ)次に20代の院生時代に関しては、このような状況でしたが、この中の留学について触れておきます。幸運にも、フルブライト奨学金の全額給費生として、アメリカ、ボストンにあるフレッチャースクールに留学しました。(レオ・グロス教授の80歳の誕生記念写真のスライドを示しながら)この写真は、私がフレッチャーを選択する理由となった、レオ・グロス教授の80歳の誕生記念写真です。広く学生から尊敬され愛されていた教授でした。(卒業証書の写真のスライドを示しながら)これは卒業証書で、ラテン語で表記されており、中央部分の小さな二文字が Tetsuo Sato という表記です。

帰国後、フルブライト奨学金の審査員を3度務める中で感じたことを助言したいと思います。運の問題はあっさりと諦めるとともに、準備と努力が肝心であるという、一見矛盾する二つのことを指摘します。

まず、実力があれば合格する試験と異なって、合格者が原則として一人というような類の試験では、運の問題は決定的です。明らかに審査員である私よりも優秀な研究者が、たまたま、より優秀な応募者がいたために、敗れ去っていくのを見れば、相対的競争の世界の厳しさはいかんともしがたく、単純に不運であったと諦めるしかありません。翌年に再度応募すれば合格するかもしれず、その意味ではめげない打たれ強さが大切です。

他方で、幸運の女神の前髪を捕まえるためには、準備と努力が肝心です。特に英語の口述審査は準備で決まるといえます。提出した書類を前提に、予想質問のリストを作成して、回答の文章を準備し、何度も音読して記憶に定着させることです。ただ、それだけではインパクトが弱いかもしれません。何か切り札があれば万全です。

私の場合は、修士論文のテーマであり、研究計画の中核に、黙示的権限の法理というものがありましたので、国際司法裁判所がこの法理を承認した際の文言を利用しました。日本語では、「国際法上、機構は、憲章中にはっきりと述べられていないとしても、必然的推断によりその任務の遂行に不可欠なものとして機構に付与される権限を有しているものと見なされるべきである」、という文章です。

英語では、“Under international law, the Organization must be deemed to have those powers which, though not expressly provided in the Charter, are conferred upon it by necessary implication as being essential to the performance of its duties”。

この文章を、自信を持って、よどみなく、説得的に、一気に述べるのです(会場・笑)。実際に、15分の面接の終わり頃になって、アメリカ人の審査員から、私の研究計画の妥当性に疑問を呈するような質問が出たときに、ここぞ、とばかりに、この一文をぶつけて、無事に終了しました(会場・笑)。聞くところによれば、私は書類審査では2番だったのですが、面接で1番になったようです。

### 3 なぜ国際組織に関心を持ったのか

それでは、なぜ国際組織に関心を持ったのか。博士論文では、国際組織の原理的・原則的な基本的な問題を扱いました。この基となった論文では、第24回安達峰一郎記念賞を受賞しました。国際社会・国際法の構造や構造変容を適格に把握するには、国際社会の組織化の視点が大切であると考えました。

国内法と比較して、国際法の最大の特徴は、その分権的構造にあります。そして、現代の国際社会や国際法の特徴は、国際社会の組織化により、この分権的構造が事実上変容途上にあることに基づいているという印象を持っていました。そのため、現代国際法の特徴を理解するには、国際組織の存在と役割を見る必要

がある、と考えた次第です。

国際法の研究者であれば誰しも、国際社会や国際法の構造や構造変容に関心を持つと思いますし、様々な観点から現代国際法の構造変容が指摘されています。例えば、次の3つがあります。

第1に、西側、東側、第三世界の「分裂した世界」ということです。第1次世界大戦までの国際法を近代国際法、以後を現代国際法と便宜上区別しますと、近代国際法の時代の国際社会は、ヨーロッパの近代市民国家を典型とした同質性をほぼ保っていましたが、現代国際法の時代、特に第2次世界大戦以降においては、こうした同質性は崩れ、西、東、第三という「分裂した世界」として、国際社会の構造は大きく変化しました。それに伴って西欧的な起源をもつ近代国際法にも様々な影響がおよび、それを新しく現代国際法と性格付けることが必要である、こういうわけです。

第2に、国際法の規範論理構造の視点から、現代国際法の構造転換の中核は、戦争および武力行使の違法化であるといわれます。近代国際法においては、国家は自由に戦争に訴えることができたので、国際法は戦時国際法と平時国際法の二元的構造によって特徴づけられていました。しかし、現代国際法における戦争の違法化は、国際法を平時だけの一元的構造に変容させた。確かに事実上の戦争は存在するけれども、戦争に関する法規は根本的に変容してきている、というわけです。

第3に、最近では、強行規範概念が、条約法に関するウィーン条約に導入されたり、国際司法裁判所が「国際社会全体に対する義務」「*erga omnes*な義務」に言及したこともあって、これらの動きは、全体として見れば、国際社会が国際共同体に変容しつつあり、国際社会の共通利益が実体化しつつあることを示していると考えられます。特に、強行規範は、それと抵触する条約を無効とするというわけですので、それは、上位規範と下位規範という、上下の垂直的な構造を国際法の中に持ち込んだというふうにいえます。

しかしながら、このような構造変容あるいは構造転換の背景となり、或いはその前提条件となってきたのは、国際組織の誕生と発展であり、国際社会の組織化であるというふうに思います。そういう意味で、国際法の構造変容あるいは構造

転換は国際社会の組織化と密接に結びついてきたといっよう思っています。

#### 4 なぜ黙示的権限の法理に着目したのか

次に、なぜ黙示的権限の法理に着目したのかということです。国際組織の最重要点は、その役割であり、権限にあります。この役割や権限を決定する中核にあるのが、黙示的権限の法理であるといえます。国際組織は、国々間の合意である多数国間条約に基づいて設立されます。そのため、この多数国間条約たる設立条約の性質をどのように理解して、どのように解釈するかが問題となり、黙示的権限の法理は設立条約に特有な解釈方法を象徴するものといえます。

この論点に気がついたのは、修士課程でのゼミ報告の中においてです。ICJにおける一連の関連事件において、多数意見と個別・反対意見の間の対立に基本的な構造パターンが確認出来るということです。これらの事件では、多数意見と個別・反対意見の立場は、事例毎に入れ替わることがあるのですが、一方の解釈方法は、設立条約を主権国家間の関係を規律するものとして理解し、条約文に文字通り重点を置く文言的解釈に依拠し、当事国の主権への制約が少なくなるように配慮しています。それと対立する他方の解釈方法は、国際組織という組織体の存在と活動に対する配慮を示し、任務遂行の実効性を優先する考え方に立っているわけです。

こうして、設立文書の独自性を認め、条約の分類という考え方を導入し、設立文書が国際組織を規律するのみならず、逆方向に、国際組織の活動が設立文書に影響するというフィードバック構造を指摘するに至りました。実際に、黙示的権限の法理によって示される解釈理論は、設立後における国際組織の発展を基礎づけることになる最重要の理論であることが明らかになってきています。(事件と活動の一覧のスライドを示しながら)博士論文の中で検討した、冷戦時代の事例として、以下にあがっているようなものが、明文規定がないにもかかわらず、認めてこられました。

- 損害賠償事件 (1949) : 国際組織による職員の保護
- 補償裁定事件 (1954) : 国連総会が職員の保護のために行政裁判所を設立す

る

- ある種の経費事件 (1962) : 平和維持活動の合憲性を基礎づける

裁判所に持ち込まれることはありませんでしたが、冷戦時代における人権委員会の発展的活動は、この理論に基づくものとして説明されます。また、冷戦解消後における注目を浴びた事例としては、安保理による武力行使の許可方式、それから国際刑事裁判所の設立などを挙げることができます。これらについては、この後、後半で扱います。

## 5 博士論文を英語で発表することの重要性

次に博士論文を英語で発表することの重要性ということで、指摘をします。20歳代から30歳代に膨大な時間をかけて完成させた博士論文の全体あるいは中核部分を英語で発表・刊行することの重要性は、いくら強調してもしすぎるということはないと思います。

才能に溢れた例外的な研究者は別として、私を含む多くの者にとっては、博士論文を超える研究成果を出すことは容易ではありません。すべての関係文献は自分の研究室に収集されており、1年から2年の間我慢をすれば、英文に直して投稿することができるわけです。新しい研究に取りかかることに急かされたり、業績の点数を出す必要に駆られて、たぶん、失礼ながら、自分の最高峰となる研究成果を日本語のままに放置しておくことはもったいないと言うほかありません。数年して時機を逸すればほとんど不可能になるという意味では、取り返しのつかないことのように思えます。

私の場合ですが、日本語版は一応学会誌の書評の対象とはなりましたが、他の研究者による論文・書物での引用というのは必ずしも多くありません。他方で、英語版は、*American Journal of International Law* で Kirgis という国際組織法の権威による書評対象とされたほか、この問題に関する論文・モノグラフ・体系書にて言及されることが現在にいたるまで続いており、世界の学界の広さを感じるわけです。

- F. L. Kirgis, *American Journal of International Law*, Vol. 92 (1998), pp. 153-155

例えば、(以下のスライドで) この上の Klabbers は、現在、国際組織法でもっとも活躍中の研究者の一人ですが、国際組織法の重要問題と重要文献を紹介する論文のなかで、“The most authoritative monograph in English is Tetsuo Sato …” と、指摘しています。また、下の Brölmann も、国際組織法の注目される若手研究者ですが、その博士論文のなかで、“Sato convincingly concludes that …” として、私の考えを紹介しています。

- “The most authoritative monograph in English is Tetsuo Sato, *Evolving Constitutions of International Organizations*” by J. Klabbers (*Nordic Journal of International Law*, Vol. 70 (2001), p. 305, n. 74)
- “Sato convincingly concludes that …” by C. Brölmann (*The Institutional Veil in Public International Law* (Hart Publishing, 2007), p. 119)

さらに、論文集などに勧誘されることもあります。(文献名とその装丁のスライドを示しながら) この論文も、国連大学のプロジェクトに参加したもので、安保理の活動を扱う他の研究者により引用されてきています。この素敵な装丁がそれです。

- “The Legitimacy of Security Council Activities under Chapter VII of the UN Charter since the End of the Cold War”, in *The Legitimacy of International Organizations* (UNU Press, Jean-Marc Coicaud and Veijo Heiskanen eds., 2001) pp. 309-352

## 6 教科書を書く

次に教科書を書くということです。約20年間にわたり、国際組織法の授業を担当し、講義ノートをまとめた結果としてこの書物を書きました。

- 『国際組織法』(有斐閣、xxiv+393頁、2005年)

この体系的な教科書の特徴と評価は、幸いにも、『書斎の窓』で、中村道(おさむ)教授により紹介していただきました。少し長くなりますが、これを紹介させていただきます。

(中村道教授の書評のスライドを示しながら)

「評者自身、かつて神戸大学法学部で「国際機構法」の講義を担当するなかで、できれば単独の執筆者による体系的教科書の必要性を痛感してきた。しかし、国際組織の多様な展開と多岐にわたる問題を考えると、単独で国際組織法の教科書を著すことは容易でなく、これをなし得る研究者は限られている。そうしたなかで、密かに期待していた佐藤哲夫教授が、これまでの着実な研究の成果と一橋大学法学部での長年にわたる講義の蓄積を基に、本格的な体系的教科書『国際組織法』を刊行されたことは誠に喜ばしく、また日本の国際法学会に対する大きな貢献である。本書を貫く基本的視座として、国際組織のダイナミズムに対する的確な配慮と国際社会の組織化の現段階の把握、の二つを挙げることができる。前者については、周知のように、佐藤教授は、先に刊行された『国際組織の創造的展開』(勁草書房、一九九三年)において、国際組織の設立文書を形式的には条約であるが実質的には組織法(Constitution)であると捉え、組織法的見地から「黙示的権限」や「締結後の慣行」の法理を軸に、条約の解釈枠組と異なる組織法としての創造的解釈枠組を提示しつつ、設立文書解釈プロセスのダイナミズムを解明された。この詳細な研究にここでは立ち入らないが、そこで展開される理論が本書の骨格を形成するとともに、本書は全体として、前著での理論的考察の具体的な適用に当たるといってよい。本書が通例の「教科書」以上に深みのある内容となっているゆえんである。

後者の視座については、各章の関係部分で述べられたことを最終章で集約し、全体的な大枠が理解しやすく提示されている。すなわち、国連を中心とする国際組織の存在と活動(国際連合憲章体制)が国際法の実現過程の各段

階にどのような影響を及ぼしているか、それに伴って伝統的な国際法秩序（ウェストファリア体制）にどのような構造的変容をもたらしているかの検討を通して、国際社会の組織化の現段階が把握されている。」

このような紹介をしていただきました。

こうして、教科書を書くという点について指摘するならば、何歳頃までにまとめるかという点では、気力・体力を考慮すれば、遅くとも50歳までに、そして、内容的な不十分さは、改訂版を出して対応するということだと思います。一気に書き下ろすのは極めて困難でありますので、授業を担当し、講義ノートをまとめ、それを踏み台にして全体を執筆するのがもっとも現実的である、そういうふうを考えるに至っています。

## 7 研究者としてモノグラフあるいは論文集を目指す

最後に、モノグラフあるいは論文集を目指すということについて、触れます。（『国連安全保障理事会と憲章第7章 集団安全保障制度の創造的展開とその課題』の体系を示すスライドを示しながら）この論文集で注目していただきたい点は、その体系性です。第1部は理論を扱い、第2部は具体的な活動を実証的に検討する、第3部は課題として正当性の向上を指摘し、第4部は正当性の問題を扱う際の視点として公権力という視点の重要性を指摘する。体系性の重要性を指摘した上で、次に各章の位置づけを簡単に紹介します。

- 『国連安全保障理事会と憲章第7章 集団安全保障制度の創造的展開とその課題』（有斐閣、xvi+396頁、2015年）。
  - 第1部 国際組織の創造的展開の理論と国連安全保障理事会
  - 第2部 国連憲章第7章と安全保障理事会の活動
  - 第3部 国連安全保障理事会とその求められる正当性
  - 第4部 公権力としての国連安全保障理事会とその実効性

第1部では、理論を扱うわけですが、第1章は、博士論文の理論を要約し

ました。1990年、35歳のときのものです。第2章は、2002年という執筆時期に示されるように、1990年代の活動を、この理論の観点から総括するかたちでまとめたものです。

## 第1部 国際組織の創造的展開の理論と国連安全保障理事会

- 第1章：「国際組織設立文書の解釈プロセスと国際組織のダイナミズム」『一橋論叢』第104巻第1号（1990年）（35歳）
- 第2章：「国連安全保障理事会機能の創造的展開——湾岸戦争から9・11テロまでを中心として」『国際法外交雑誌』第101巻第3号（2002年）（47歳）

第2部では、各論として、重要な活動の実証的な分析を行っています。第3章は、導入的に、経済制裁の概略を簡潔にまとめましたが、第4章は、1994年という執筆時期に示されるように、湾岸戦争の分析を中心として、武力行使の位置づけを扱います。第5章は、冷戦解消後における国連平和維持活動の試行錯誤をまとめるものですが、この点はこの後で触れます。第6章は、ルワンダのジェノサイドは国連常設軍があれば、防ぐことができたのではないかと、という問題意識から書いたものです。

## 第2部 国連憲章第7章と安全保障理事会の活動

- 第3章：「国連安全保障理事会決議による経済制裁の概略と課題」財団法人平和・安全保障研究所『国連安全保障決議による経済制裁』（平成18年度外務省委嘱調査）（2007年）（52歳）
- 第4章：「冷戦後の国際連合憲章第7章に基づく安全保障理事会の活動——武力行使に関わる二つの事例をめぐって——」『法学研究（一橋大学研究年報）』26号、（1994年）（39歳）
- 第5章：「冷戦解消後における国連平和維持活動——国内紛争に対する国際連合の適応——」杉原高嶺編『紛争解決の国際法』三省堂（1997年）（42歳）

- 第6章：「見果てぬ夢、国連常設軍——国際公共目的に向けた軍事的強制の現代的諸相——」『世界法年報』第30号（2011年）（56歳）

第3部では、安保理の活動が、国連憲章に示される国々の合意の範囲を超える形で展開しているという観点から、十分な正当性を確保することが必要であると指摘するものです。

### 第3部 国連安全保障理事会とその求められる正当性

- 第7章：「国際連合憲章第7章に基づく安全保障理事会の活動の正当性」『法学研究（一橋大学研究年報）』34号（2000年）（45歳）
- 第8章：「国連安全保障理事会の創造的展開とその正当性——憲章第7章の機能の多様な展開と立憲化（constitutionalization）の視点をめぐって——」日本国際連合学会編『国連研究の課題と展望（国連研究第10号）』（2009年）（54歳）

第4部では、さらに、正当性の議論の発展形として、国連や安保理を国際社会における公共的な利益の実現を担う、公共的な組織、公権力として理解して、その活動の在り方を議論するものです。

### 第4部 公権力としての国連安全保障理事会とその実効性

- 第9章：国連安全保障理事会は国際社会の公権力たりうるか？〔〔旧題〕国際紛争と公権力：国連安全保障理事会〕（山内進他編『暴力：比較文明的考察』東京大学出版会）（2005年）（50歳）
- 第10章：「公権力としての国連安全保障理事会の課題」（書き下ろし：2015年）（60歳）

以上を踏まえたうえで、一般論として、研究者としてモノグラフあるいは論文集を目指すことが大切であることを指摘いたします。個別の論文は、類似論文や雑誌などにまぎれて、忘れ去られてしまう危険性が大きいです。体系的な検討に

よって、視野の広い、目配りのある、説得的な研究につながるともいえます。

しかも、今後の研究者は、ますます多忙になり、まとまった研究書を書き下ろして執筆することはますます困難になると予想される中で、どのようにしてモノグラフを書くか。私は、10年後に体系的にまとまることを目指した、体系性を意識して、問題を取り上げることが大切だというふうに思います。以上で、前半第1部での総括を終えます。

## II 分析対象とした、国際社会におけるその時々的重要な問題 冷戦解消後における国際社会の動きと安保理の対応

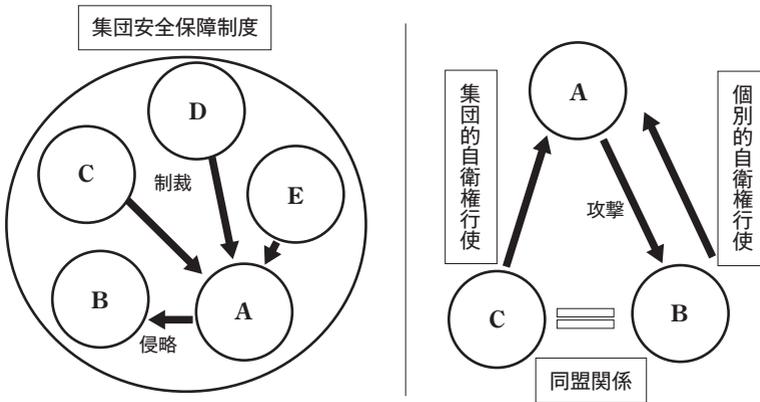
それでは、次に第II部に入って、冷戦解消後における国際社会の動きと安保理の対応を、先の私の論文集に触れながら、検討いたします。

### 1 国際連合における集団安全保障制度

(「集団安全保障制度と集団的自衛権」の図のスライドを示しながら) この「集団安全保障制度と集団的自衛権」と題された図の右側ですが、19世紀の安全保障というのは勢力均衡、バランス・オブ・パワーの政策の下で確保されてきました。勢力均衡政策というのは敵対国に対抗する目的で友好国と同盟関係を結ぶ。A国が攻撃した場合、B国が自ら個別的な自衛権を行使することのみならず、C国も集団的自衛権を行使する形で助けてくれるわけです。そうすると、相手側も同じように負けてはならじということで同盟関係を結ぶ国々を探すわけで、そうすると最終的に両陣営の間である程度バランスがとれるようなことになって、お互いに相手を攻撃しづらいというようになっていくというわけです。冷戦時代で言えば、北大西洋条約機構 NATO が西側に組織され、東側にはワルシャワ条約機構が組織されたわけです。

それに対して、左側の集団安全保障の制度というのは、対立する国々を含めて武力行使を禁止し、違反国に対して集団的に共同して対抗するということによって平和と安全を確保しようとするわけです。

集団安全保障制度では、理想的には国際社会のすべての国に参加してもらう。



集団安全保障制度と集団的自衛権

その間で、戦争、武力行使を禁止するわけです。それに違反してA国がB国に侵略をした場合には、残りの国がすべてこのA国に対抗してB国を助けるということです。ここでは、少なくとも理念的には、事前に同盟関係を結ぶということとはあってはいけないわけです。

集団安全保障制度は、国際社会全体として侵略に対処するという仕組みですので、従来の勢力均衡政策や同盟関係に基づく個別的安全保障とは原理的に異なる国際社会全体の「公の制度」であって、そのような制度を運営する担い手としての安保理が、「公の機能」を果たす「公の組織」としての位置にあると考えられます。このことが十分に理解されてこなかったのは、冷戦期における安保理および集団安全保障制度の機能不全によるところが大きかったと思います。

他方で、安保理の有する構造的な問題のために、憲章第7章に基づく安保理の活動が孕む問題も増幅され、批判の対象となってきました。安保理およびその活動に求められる正当性の向上を、「公」の概念という視点から、公権力としての安保理の課題として考えてみたいと思います。

国連の集団安全保障制度というのは国際連盟の経験を踏まえてできていますので、連盟の経験を克服する形で作られてきています。3つの特徴として、第1は、安保理を中心とした集権的な構造・手続です。連盟の場合にはかなり分権的でありましたけれども、集権的な構造・手続がとられるようになりました。第2に、国

連憲章の第7章が強制措置の規定でありますけれども、この第7章が発動される対象範囲というのがかなり拡大してきています。それから第3は、軍事的な強制措置の重視です。

国連憲章の第7章は39条から始まりますが、仕組みとしては次のようになっています。39条で、最初に3つの事態のうちの1つが現実の問題になっていることが要件とされるのですが、その3つというのは、平和に対する脅威、平和の破壊および侵略行為です。このような緊急事態の1つが実際に現実に発生していることが必要であって、そのような事態の存在を安保理が認定しなさいというわけです。安保理の構成国の中で、その存在について十分な合意が得られる場合にはじめて第7章の下で強制措置が発動できるということです。

この中の平和に対する脅威というのは、いかにも漠然とした概念です。国連設立の際には、これは武力紛争の発生が切迫している事態を想定していたと考えられますけれども、国連憲章の中にこの平和に対する脅威の定義というものがありませんので、その時々国際社会の共通認識で変容していくという側面があります。

41条は非軍事的な措置の発動を決め、42条は軍事的な措置、典型的には国連軍を派遣して侵略国を撃退するというを想定していました。国連軍を派遣する上で最も大切な点の一つは国連軍の軍隊をどうやって調達するかということです。それは43条に従って、事前に国連と個別の加盟国との間で特別協定を結んでおいて、軍隊の提供を事前に約束しておき、いざという時になったら提供してもらおうということを想定していたわけです。ところが、この43条の特別協定というのは現在に至るまで一件も結ばれておりません。この点についてはまた後で触れたいと思います。こういうような仕組みが安保理を中心とする集権的な形で作られたわけです。

以上を前提とした上で、次に具体的な展開をみてみたいと思います。最初に、結論を箇条書き的に述べておきます。第1に、国連の発足時には「平和に対する脅威」というのは基本的に国家間の武力紛争の切迫した事態を想定していたと考えられますが、冷戦後の国内紛争に対応する形で拡大してきています。第2に、国連の発足時には43条の特別協定により調達された軍隊を使用する形での国連

軍が国連憲章上は予定されていましたが、自国軍隊の提供を約束する国が皆無であるという現実に対応する形で、意思と能力のある多国籍軍による武力行使を許可する方式が導入されました。

第3に、伝統的な平和維持活動は冷戦解消後の国内紛争では機能せず、平和強制の試行錯誤の末に現在の「強力な平和維持」という方式に定着しました。第4に、非軍事的な強制措置は本来は侵略などに緊急に対応することに限定されていたと考えられますが、冷戦解消後には多様な形で発動され、司法機能や立法機能にまで踏み込むようになってきています。このような権限の拡大に対しては、「公の組織」という観点から、人権の遵守や適正手続などが求められると考えられます。

## 2 1990年代

### ① 湾岸戦争——クルド危機

まず、冷戦解消後の1990年代の前半に問題となった重要な事例を見ていきます。最初に、湾岸戦争から始めます。湾岸戦争というのは、冷戦解消後、最も早い段階で起きた事例であって、しかも集団安全保障制度のモデルケースだと言っていると思います。侵略国に対して国際社会がどのように対応するか、その際にどういう問題点が起きるか、湾岸戦争で実際にやってみて、いろんな問題点、論点が出てきました。

1990年の8月にイラクがクウェートに軍事侵攻してクウェートの全土を制圧してしまうということが起きました。安保理はすぐに決議660(1990)で即時無条件撤退を要求します。しかし、イラクは無視しますので、その後に決議661(1990)で包括的な経済制裁を科します。イラクとクウェートからの製品の輸入を禁止する、あるいはイラクに対して武器や軍事物資を輸出してはいけない、あるいは、資金の提供を禁止する。こういうようなことを全面的に科すわけです。(安保理決議の一覧のスライドを示しながら)その他、ここに掲げた様々な措置をとります。そういうことをやった後で、最終的に決議678(1990)という決議が出ます。この決議に基づいて多国籍軍がクウェートを侵略・併合したイラクを撃退するということがなされたわけです。先ほども触れたように、43条の特別

協定が未締結の下で行うために、意志と能力のある国々に対して実力行使を許可するという形をとったわけです。

(砂漠の上を編隊を組んで飛行する戦闘機のスライドを示しながら) 多国籍軍は「砂漠の嵐作戦 (Operation Desert Storm)」ということで、イラクをクウェートから撃退するということをしました。これは国連という枠組みを使う形で侵略国に侵略の果実を享受させないという意味では、基本的にはプラスの評価ができることだと思います。この多国籍軍による武力行使が無ければ、クウェートからイラクが撤退するということはあり得なかったと言っていいだろうと思います。

他方で、この決議 678 に基づいた多国籍軍は国連軍かと問われると、国連が指揮統制している本来の意味での国連軍ではないわけです。多国籍軍に対して実力行使を許可するというので、その目的をクウェートからイラク軍を撃退するという目的・文脈に限定した上での実力行使を認めるわけですが、ここでは実際に武力行使を行う軍隊を派遣した英米仏などの国々にはかなりの裁量の余地が残っていますので、そのような裁量の余地を利用する形で自国の利益を確保するという類のことができるわけです。それはとりもなおさず私の利益、私益とも理解できます。ですから、ここでは侵略国を撃退するという国際社会の公の利益、公益を一方で確保しながら、そのなかには関係する国々の私益、私の利益が交錯する、混じり合うというようなことが出てくるわけです。安保理のコントロールというのが十分に機能していないのではないかという批判が出されました。そういうプラス・マイナス両方の要素を持っているというわけです。

ただ、この許可方式というのは、現実の国際社会において、この後、かなり定着するようになります。中規模小規模ということでは、禁輸執行活動、人道目的、正統政府の回復、和平協定の実行、こういう様々な事例のなかで、数多く使われてきました。

次にクルド危機を見ます。イラク国内では、湾岸戦争におけるフセイン政府軍の敗北に乗じて、クルド人組織などが蜂起し、幾つかの都市を制圧しました。しかし、政府軍は圧倒的な軍事力で反攻に出て、主要都市を奪還した結果、150万人のクルド人が事実上難民化し、隣国のイランやトルコに流入する他、北部の山岳地帯に逃げました。

クルド人指導者は、国連の即時の介入を訴えましたが、中国、ソ連、アメリカは、国内問題に安保理が介入する先例をつくるとして反対しました。しかしその後、マス・メディアの報道などに基づいて状況は変わり、安保理は決議688(1991)を採択しました。

この決議688は国内の大規模人権侵害に対する国連の人道的介入の初期の事例であるために、不明確な点が多々あり、国際法的な評価に争いがありますが、安保理は、イラク国内の人権侵害それ自体ではなくて、その国際的影響に基づいて、「国際の平和に対する脅威」を認定しました。そして、この決議を契機として、米英仏などが食糧投下作戦、安全地帯の設置などに踏み込み、それらを受ける形で、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）が人道援助活動を展開することになっていきます。

（緒方貞子さんのスライドを示しながら）緒方貞子さんが、国連難民高等弁務官として活躍したのは1991年から2000年までですが、このクルド危機への対応が最初の事例であって、UNHCRの活動に対して時代の要請に応じる形での変革を加え、従来、国境を越えた難民の支援を任務としていたのに対して、国境を越えていない国内避難民の保護、人道支援にも取り組むようになった契機が、このクルド危機です。このスライドは旧ユーゴへの人道援助活動でのものですが、クルド危機への対応の雰囲気もこのようなものであったと思います。UNHCRは、90年代以降、内戦状況での人道援助活動に関与していくことになります。90年代に注目を浴びた、武力行使の許可方式と国連による人道的介入の問題を扱ったのが、論文集の第4章の論文です。

この当時、湾岸戦争における多国籍軍の法的性格・根拠は何か、が世界中の国際法研究者によって活発に議論されました。立場は大きく、①違法説、②集団安全保障の措置、③集団的自衛権の行使、という3つに分かれました。大多数は、②集団安全保障の措置とするものですが、具体的な根拠条文となると、39条に基づくもの、42条に基づくもの、あるいは黙示的権限に基づくものなど、多岐に分かれました。

①の違法説は、多国籍軍が憲章第7章の予定する国連が指揮権を有する国連軍の仕組みではない、という点に主に基づく考え方です。③の集団的自衛権の行使

との考え方は、この後で触れる停戦決議である決議687(1991)の内容などを踏まえると、自衛権によって正当化できる行為の範囲が狭すぎるというふうに思います。他方で、②の集団安全保障の措置のなかの異なる根拠規定については、それらに共通する基盤として、国連憲章の解釈においては、設立条約に特有な動態的な解釈枠組に基づいて解釈されるべきであるという考え方が存在すると思われる。その意味では、私の著書で示した、「組織法としての解釈理論」が共有されていると評価できるように思います。

## ② ソマリア・旧ユーゴスラヴィア・ルワンダ

次に、ソマリアと旧ユーゴにおいてなされた、国連平和維持活動による平和強制の試みと失敗を見ます。それと併せて、ルワンダと旧ユーゴにおいて、国際人道法違反の容疑者を裁判する国際刑事裁判所が設立されたことにも触れます。

冷戦下の伝統的な平和維持活動というのは大きく二つ、軍事監視団と平和維持軍に分けることができます。軍事監視団というのは小規模非武装で、停戦を監視するというにとどまるわけですが、平和維持軍は中規模軽武装ということで、もう少し踏み込んだ活動をしていきます。大切な点は、冷戦下の時代では、PKOというのは非強制的かつ中立的な性格ということがかなり強く言われたことです。

(要員が監視活動をしているスライドを提示しながら)これは、南スーダンのPKOですので、この事例というわけではないのですが、冷戦下のPKOの適当な写真が見つかりませんでしたので、雰囲気的にはこういう感じかなということで挙げてみました。どちらかというと、少しのんびりした感じです。

冷戦解消後になりますと、国際社会で起きる紛争は国内紛争が多くなっていきます。国内紛争の理由として、民族的・宗教的な原因で、お互いに殺し合うという性格の紛争が増えてくるわけです。(ガリ事務総長のスライドを示しながら)当時の事務総長ガリは、『平和への課題』という報告書を書きましたが、そのなかで平和強制部隊というものを提案しました。これは、装備については軽武装ではなくて重武装で、しかも事前に広範な訓練をした上で派遣するというものを提案しました。これはある意味当然なことで、先ほど言ったような民族・宗教紛争

で内戦が起きて、国内で国家の統治構造が崩壊してしまったようなところでは、冷戦下の伝統的な象徴的な存在としての非強制的なPKOというのはもはや機能しないのではないかと考えたわけです。

ソマリアの事例は、血縁集団としての氏族単位の武装勢力の間に激しい内戦が発生し、和平協定のない状態で介入した事例です。アメリカを中心とする多国籍軍が介入し、その後に平和強制としての側面を持った平和維持軍が導入されましたが、結局、撤退を余儀なくされました。

ソマリアでは、1991年の独裁政権崩壊の後、激しい内戦が広がり、戦闘と飢餓による死者は30万人以上に達し、100万人以上が難民として国外に避難し、150万人以上が飢餓に苦しむ状況となりました。安保理は人道援助物資の輸送の安全を確保するために、国連ソマリア活動（UNOSOM）を派遣しましたが、UNOSOMが武装集団の襲撃を受けて、人道援助物資の輸送・配布ができないという事態が続きます。安保理は、決議794（1992）を採択して、大規模な内戦と人道援助活動の妨害による深刻な飢餓、その国際的影響に基づいて、「国際の平和に対する脅威」を認定します。この決議に基づいて展開された多国籍軍であるUNITAF（United Task Force）による「希望の回復」作戦にはアメリカを中心として24カ国が参加し、その結果ソマリアの飢餓状態は急速に改善されました。

その後、安保理は決議814（1993）によって、ソマリア全体の強制的な武装解除を含む形でUNOSOMの任務を拡大し、第7章に基づく強制権限を付与します。この拡大された任務のUNOSOMは、UNOSOM IIとして、UNITAFの活動を引き継ぎました。

しかしながら、UNOSOM IIの武装解除活動の展開に対して、力の喪失をおそれる一部の武装勢力は敵対し、襲撃し、その結果、UNOSOM IIには25人の死者が発生します。UNOSOM IIの指揮下には置かれていないアメリカの部隊は、襲撃の責任者逮捕の活動を展開しましたが、アメリカ兵が死亡し、その死体が屈辱的な扱いをうけた様子がマスコミで広く報道されたこともあり、アメリカは撤退の意思を表明します。また、ソマリア市民に多数の死傷者がでてきたこともあって、UNOSOM IIは次第に現地での支持を失い、撤退することになりました。

次に、旧ユーゴスラヴィア、特にボスニア・ヘルツェゴビナにおける国内紛争

は、平和維持軍による対応の限界を明らかにした事例といえます。一国内、あるいは越境しての民族単位の内戦状況では、伝統的な平和維持軍では対応できず、武力行使に一步踏み出しながらも、様々な混乱の中で失敗し、最終的にはNATOによる武力行使が和平協定をもたらすことになりました。

国連保護軍（UNPROFOR）に対して、安保理は決議836（1993）を採択し、第7章に基づいて、安全地区の安全確保や人道活動の安全確保のために武力行使を許可しました。また、NATOがセルビア人武装勢力に対して空爆を行ったところ、セルビア側は、ボスニア各地で国連要員を人質にして、空爆に対する「人間の盾」としました。NATOの空爆が本格化し、セルビア側も Dayton 和平協定の受け入れを余儀なくされ、この協定に基づいて、NATO軍を中心とする多国籍軍がUNPROFORに取って代わって展開しました。また、安保理決議827（1993）により、旧ユーゴ国際刑事裁判所（ICTY）が設立されています。

（明石康さんのスライドを示しながら）明石康さんは、カンボジア暫定統治機構事務総長特別代表として、カンボジア和平を成功させました。その後、旧ユーゴ問題担当・事務総長特別代表として関与したわけですが、とても厳しい事態であったというふうにいえます。

（ガリ事務総長のスライドを示しながら）こういうように、ガリは平和強制部隊を考えましたが、90年代の前半にソマリアと旧ユーゴに派遣したものは失敗に終わり、結局、ガリは平和強制部隊という提案を放棄します。平和維持という論理は、強制の力学というものとは両立しないと、こういう最終的な評価を下したわけです。（ソマリア内戦のスライドを示しながら）実際に、アフリカの内戦の武装勢力などもかなり最新式の兵器を入手することができるわけで、仮にアメリカが最新鋭の戦闘ヘリコプターなどで対応しても、それを撃墜するということがあり得るわけです。ソマリアの場合は実際にそれが起こって、アメリカは、ソマリアなど自国の国益に関わらないところに自国の兵隊を派遣して、兵士を犠牲にするようなことはすべきでないとして、撤退してしまうことになっていったわけです。

以上に紹介した事例などを素材として、冷戦解消後の国内紛争に対して、国連平和維持活動はどのように対応すべきか、をめぐる試行錯誤などを分析したもの

が、論文集の第5章の論文です。

### 3 2000年代に入って

#### ① 強力な平和維持：内戦介入の困難とその帰結

次に、2000年代に入ってですけれども、最終的に落ち着いた先は、包括的な和平計画というものを作るということが大前提となるということです。国連や大国が関与する形で、内戦の主要な武力勢力の間で、和平計画の交渉をさせ、包括的な和平計画を事前に作らせ、和平協定ができた後、その実施のためにPKOが派遣されることになっていくわけです。ただ、この種の内戦状況で和平協定を作り、その実施のために関与すると一口に言っても、なかなか難しいところがあります。

第1に、紛争当事者の数が多い。その結果、すべてのグループ間で詳細な合意を得ることは大変に困難です。第2に、内戦においては、しばしば紛争当事者個々のグループとしての結束が弱いことです。リーダーの力が弱い、あるいは対立する派閥が存在するというこのために、合意内容がグループ全体によって受諾・履行されないということがありうるわけです。第3に、任務が一層複雑・困難です。単なる停戦監視ではなくて、法と秩序の維持・回復であるとか、選挙の実施等、統治機構の再建に渡る広範囲のものというふうになってきます。

90年代にいろいろ試行錯誤したことを踏まえて、2000年にブラヒミ報告書が出ます。これは、当時の事務総長のアナンがまとめさせた報告書で、内戦の難しい問題を踏まえた上で、そこではある程度の実力行使は、その和平協定の実施という枠組みのなかではやむを得ないと認めます。

加害者と被害者の関係にあるような場面であるとか、文民が攻撃されるというような場面では、紛争当事者の単純な公平性ということではなくて、和平協定の実施に向けた公平性ということで、和平協定の実施に違反する者に対しては、場合によってはある程度実力行使をする。あるいは、文民を攻撃するような当事者に対しては文民を保護する形での実力行使をする。このように、ある程度の実力行使も場面に応じては認められるという方向に変わってきます。

こういう経験を踏まえた上で、2008年に『国連平和維持活動：原則と指針』

というものが作成されました。これはキャブストーン・ドクトリンと呼ばれますけども、内戦状況に派遣されたPKOの在り方を体系的にまとめたものでドクトリンと呼ばれます。このなかでは、3つのカテゴリーを区別しています。第1の「第6章に基づく従来の伝統的な平和維持活動」、これは良いとして、問題は、第2の「強力な平和維持」というものと、第3の「純粋な強制」とを区別する点です。湾岸戦争でクウェートからイラクを撃退したような、純粋な強制とは区別した、強力な平和維持というものを独自のカテゴリーとして考えるというわけです。

第7章に基づく「強力な平和維持」と平和強制との境界線は不明確に見えることもあるが、この両者には重要な違いがある。「強力な平和維持」では、受け入れ当局や主たる紛争当事者の同意に基づき、戦術レベルで武力を行使できるとどまる。他方、平和強制においては、通常であれば安保理の承認がない限り憲章2条4項によって加盟国に禁じられている戦略レベル、または国際レベルでの武力行使がありうるけれども、「強力な平和維持」は、この平和強制とは異なる、というわけです。

こういう形で、和平協定の実施という枠組みのなかで、ある程度やむを得ないところでは、武力を行使するということになってきています。(国連サイトのPKO一覧のスライドを示しながら)この図が示すように、PKOはアフリカと中東に多く派遣されているのですが、アフリカに派遣されているPKOのほとんどがこの第7章に基づく形での「強力な平和維持」と言われます。以上が、PKOです。

## ② ルワンダのジェノサイドはなぜ防げなかったのか？

(ルワンダ難民のスライドを示しながら)次に、ルワンダのジェノサイドはなぜ防げなかったのか、という問題に入ります。ルワンダの事例は、部族単位の内戦を背景として発生したジェノサイドに対して、当時ソマリアでの失敗、ボスニア・ヘルツェゴビナでの困難などの影響の下で、国際社会が介入に消極的となって、介入のタイミングを逃した事例です。

このルワンダにおけるジェノサイド・大量難民流出は、かつてないほど常設国連軍の設置の主張を引き起こしました。これは、特に1994年の4月にインター

ハムウェと呼ばれる民兵によるツチ族の大量殺害が始まった段階では、中規模の国際軍を派遣すればそれを停止することができたと主張されたことに基づきます。

論文集の第6章の論文は、2010年に世界法学会の研究大会が、田畑茂二郎『世界政府の思想』（岩波書店、1950年）60周年の企画を立てたことをきっかけとして、報告・執筆したものです。

常設の国連軍設立の試み、常設どころか待機軍の設立の試みがほとんど失敗してきたのは何故か、が根本問題として認識される必要があります。そして、すべての国々は、そして多くの人々は、自国の主観的な国益を重視し、軍事力を行使する自らの権限を国連に委譲することに躊躇する、特に自国の明示の同意や指揮なくして遠くの危険な軍事活動に自国の軍隊が参加することを事前に約束するというには慎重である、ということが根本理由だと考えます。

この国益の優越性ということ、指揮権の所在という点から説明してみます。武力行使を許可方式で行うということで、多国籍軍に対して武力行使を認める時に、その多国籍軍の指揮権については、国連は持ちません。指揮権は、多国籍軍の国々に認めて、多国籍軍の指揮の下で武力行使がなされるわけです。ですからそこでは、どうしても国々の利益、私益が関わってきます。しかし、それは、現在の国際社会においてはなかなか克服し難いところがあります。

（アーリントン墓地のスライドを示しながら）なぜかといいますと、これです。アメリカの軍隊でも、結構アフリカや中東で亡くなっています。国益の観点から外国に派遣されて、戦闘で亡くなるという人たちは多いわけですが、その時にその軍隊の指揮権を誰が握るかという話です。自国の軍隊は自国の司令官が指揮権を握ってその判断の下で国益の確保のために活動し、その途中で亡くなることがあるのは、軍隊のある意味宿命だと言っていると思いますが、それではその軍隊を国連に提供するというを事前に約束して、国連の指揮下で自国の軍隊を派遣するか、ということです。そこでは自国の軍隊の司令官は外国人だということもあるわけです。

そうなってくると、例えば日本の場合で考えてみますと、自衛隊が場合によってはアフリカに派遣される、しかもそこでは現在のような「戦わない」という前提ではなくて、内戦状況に派遣されて、場合によっては任務遂行のために戦闘行

為にも従事するという前提で派遣される。そういうようなことがあった場合に、例えば中年から年配の方で言うならば、自分の息子が自衛隊員だと、あるいは女子学生の皆さんで言えば、数年後結婚して自分の夫が自衛隊員だというような場合に、その自衛隊がアフリカに派遣される、そのことを日本政府は事前に約束していたから、要請に応じて派遣する。しかも国連の指揮下で行うから、外国人が司令官になっている可能性もある。そういうところに自衛隊が派遣されるということを、どこまで私たちは受け入れることができるかという話です。

しかし、アフリカの現地の状況を見れば、何万人、何十万人という人達が大规模な難民だとか、あるいは、場合によってはジェノサイド的な状況に置かれているのではないか、それを見捨てていいのかというわけです。でも、自分の息子だとか夫がそこに派遣されて、それは日本の国益に直結すると言われると間接的には関わるけれど、直結するとは必ずしも言えない、という場合にどうするかという話です。

そこでは指揮権を自国の軍隊のトップが維持するということが最低限の要求ではなかろうかとも考えられるわけです。そういうところで、事前に自国の軍隊を国連に提供するというを特別協定で約束しておくことにどの国も躊躇する、それは民主主義国家であれば、政府が国民の意思を飛び越える形で派遣すれば、その政権はその次の選挙で負けるというわけです。だから、結局のところ政府が派遣するかどうかは、政権を支える国民一般の意識がどこまで進んでいるか、どこまで連帯に向かっているかということと相関的だというわけです。全体的な政治的コントロールは安保理がするとしても、現地のオペレーションの指揮統制は国の軍隊に委ねざるを得ないのではなかろうか、これが現状だというわけです。(南スーダンで死亡した中国 PKO 隊員の棺を他の隊員が担ぎ運ぶスライドを示しながら) 南スーダンに自衛隊が派遣された際に、自衛隊は大丈夫だったけれども、同じ南スーダンで中国の PKO 隊員は亡くなっているというわけです。

#### 4 安保理に求められる公権力としての正当性

さて、次に安保理に求められる公権力としての正当性という点に移ります。

### ① 湾岸戦争の停戦決議の実施

決議687(1991)は、湾岸戦争を終結させた停戦決議です。この決議のなかで、イラクに対して様々な措置を要求するわけです。大量破壊兵器を廃棄するということを要求しました。この査察については、なかなかイラクが認めないということもあって、結局2002年の決議1441(2002)を経て、2003年に米英がイラクに対して軍事侵攻をするということで、イラク戦争にまで発展したわけです。

また、クウェートとの間の国境線が不明確ということで、これが新たな問題に発展するといけないという理由から、国境線を画定するということがなされました。イラクによって被害を被った人々への賠償を認めるということもなされました。こういったことが90年代にいろいろ実施されていくわけですが、こういう作業を安保理はさまざまな方法を使いながら進めていったわけです。そういうなかで、その司法的あるいは立法的機能ということが議論されるようになりました。

(安保理決議について報道するNHK番組のスライドを示しながら)ちなみに、この決議1441の解説を依頼されて、生涯に一回だけなのでですけども、NHKの報道番組に出ました。(テレビ出演した若かりし日の自身の画像のスライドを示しながら)これです(会場・笑)。2002年ということで、私が47歳、15年前の若かりし日のものです。

### ② 司法的機能の創造的展開

それでは、まず司法的ということで3点触れます。第1に、通常、国境線を画定するというのは、その二国の間で話し合い、合意によって画定するというのが筋です。ところが、安保理の下におかれた国境画定委員会が、60年代にイラクとクウェートの間に一応の覚書があって、それを具体化するということで国境画定をしましたが、この合意議事録には不明確な部分がかかなりあったように言われています。両当事国の合意が得られないというのであれば、本来であれば、国境画定のために独立した国際的な司法裁判所に問題を付託して両国が自国の主張を十分に述べた後に、それを第三者機関である裁判所が中立的、客観的な立場から画定するというのが本来の方法ですが、そういう形を取らなかったということで、

問題として議論されたわけです。

この点の問題点を、国内社会での例として単純化して示しますと、警察官は治安維持を職務として、私人間での暴力事件の停止などにあたりますが、2つの家の間の敷地の境界紛争が暴力事件にエスカレートした際に、駆けつけた警察官が、暴力事件が再発しないようにと言って、不明確であった境界線の確定まで行ってしまった、というようなものと言えるでしょう。

第2は、イラクによる損害の賠償については、補償委員会を作り、専門家からなる3人のパネルを設置して、被害者個人の訴え・申し立てを審査する仕組みを導入しましたが、そのパネルの上に、管理理事会という政府代表の機関があって、それが承認するという形で最終決定をするということでした。しかし、個人の被害を裁判的な手続によって審査、確定するということであるならば、そこには政治的な要素が関与したり、政治的機関が管理をすべきではないと考えられますが、制度的にはそうならなかったというわけです。

この点についても、問題点を国内社会での例として単純化して示すと、私人間での暴力事件に駆けつけた警察官が、友人の弁護士の意見を聞きながら、怪我をした被害者への賠償額の決定まで行ってしまった、というようなものと言えるでしょう。

第3は、国際的な刑事裁判所を設立したことについて、個人を処罰するような国際的な刑事裁判所を安保理が決議で作ることができるということは、1945年に国連が作られた時には誰も考えていなかったといった趣旨の批判がなされました。タディッチ事件のタディッチは、被告人で、自分を裁判している裁判所自体が国連憲章に違反して作られた裁判所だから、そんな裁判所に自分を裁判する資格はない、このような主張をしたわけです。

旧ユーゴ裁判所は、安保理は平和と安全の維持という任務を遂行するために、必要・有益と考える範囲において独立した裁判所を設置し、大規模な人道法の違反の容疑者を裁判・訴追する権限があるということ、黙示的権限の法理に基づいて認めました。実際にこの刑事裁判所は被告人の人権などにも十分に配慮した独立した裁判所であって、その意味では、正当性があると言っていいように思います。

こういうことで、裁判所が行うような領域まで安保理は踏み込んだ、そしてその場合に必ずしも十分な手続きを踏んでおらず、問題があったのではないか、こういうことが言われるわけです。

### ③ 立法的機能の創造的展開

次に、立法的機能です。立法の定義によりますが、通常、立法という時には、法律を制定する、しかもその法律の制定は、法律を遵守することが求められる人々に対して、その同意なく一方的に法律を制定する、しかもその法律の中身は、すべての人々が遵守することを求められるような一般性がある、こういうようなものが国内の立法府を考えるとときの立法の概念だと思います。

安保理の活動を見た時に、決議 661 (1990) は確かにイラク・クウェートの関係での経済制裁ということで、個別事例に限定されているわけですけども、その制裁は国際社会のすべての国に対して遵守することを求めているという意味で個別的な法定立という性格があるかと思います。しかし、それはイラクがクウェートから撤退するまでという時間的に限定された暫定的なものであります。

それに対して、決議 687 (1991) ではイラクに大量破壊兵器の放棄等の義務を一方的に課すということをしました。これは湾岸戦争の前にイラクが受け入れていなかった新しい義務をイラクに対して、しかも、恒久的に課すということをしたという点で、より一層、立法に踏み込むものでした。

さらに、そういう動きの一番新しいところは、テロや大量破壊兵器拡散といった文脈で国際社会のすべての国に対して、テロリストが大量破壊兵器を入手するようなことがないように、国内の行政手続き、輸出入の手続き、こういったものについてきちんと整備しなさい、というようなことを決議によって義務づけるということをしてきました (決議 1373 (2001)・1540 (2004))。これは、見方によっては一般的な立法、国内の立法府の場合と同じような性格の立法まで安保理は行っているとも見えるわけです。

安保理という15カ国からなる機関が、国際社会のすべての国に対して、一般的な義務づけをするなどという権限が認められるのか、そんなものを認めていいのかということが議論されます。本来的にはそれは認められるべきではないと私

自身は思いますけれど、他方で、テロリストが大量破壊兵器、化学兵器だとか生物兵器、さらには核兵器を入手するというようなことは、どういうことがあっても避けなくてはいけない事態だとも思います。テロリストは普通の行動パターンとして、例えばニューヨークや東京で核兵器を爆発させるということを躊躇しないだろうと思います。そういうことを考えるならば、そういう緊急事態的観点においては、やむを得ないという側面もある。そういうジレンマにおかれているのだと思います。このようなことで、非軍事的な強制措置に様々なバリエーションの問題が生じてきているのが現状であります。

#### ④ 安保理による人権侵害とその救済

最後に、安保理による人権侵害とその救済について触れます。湾岸戦争については、先ほど決議661が包括的経済制裁を科したということを言いました。その結果何が起きたかといいますと、イラク国内ではサダム政権に対する影響よりも、むしろ、一般大衆の食料や医薬品が欠けるということで、国連はイラクの人々に対して大規模な人権侵害をやっているのではないか、という批判が高まりました。そのために、包括的な制裁ではなくて、ターゲットを絞る形でスマート・サンクションといわれるような制裁に変わっていきます。特に国際テロリズムの文脈で、アルカイダ・タリバンの制裁委員会がよく知られている例であります。

現在生じている問題は、アルカイダやタリバンなどに示されるスマート・サンクションの対象者として挙げられた個人の具体名がリストアップされるわけですが、そのリストアップが100%正しいという保証が無いわけです。間違えてリストアップされると、資産凍結によって甚大な影響を被ることになります。リストアップされた人に対して、救済の仕組み、つまりリストアップが間違いであるということを申し立て、それを審査してもらう十分な仕組みがあるかということ、無いわけです。その為に結局、そういう人は自国の国内の裁判所だとか、欧州人権裁判所などに訴えて救済を要求することになりました。こういう状況を受けて、安保理がこれはまずいということでだんだん改善されつつあるけれども、依然として不十分であるというのが現状であります。

こういうような、安保理とその活動に求められる正当性の向上を、「公」の概

念という視点から、公権力としての安保理の課題として考えたものが、論文集の第7章と第10章の論文です。

## 5 国際連合の70年を総括する

最後に、「国際連合の70年を総括する」という項目を立てましたが、短時間ではまとめることがなかなか難しいですので、ここではこのテーマに関わるものとして、最近に書いた論文のリストを挙げます。

2015年(60歳)

- 「国連による安全保障の70年と日本の対応」『法律時報』87巻12号  
(2015年11月) 21-26頁

2016年(61歳)

- 「国際連合の70年と国際法秩序：国際社会と国際連合における法の支配の発展」日本国際連合学会編『国連：戦後70年の歩み、課題、展望』（『国連研究』第17号、国際書院、2016年）45-76頁

2017年(62歳)

- 「国連安全保障理事会は「国際立法」権限を篡奪したのか？——国際テロリズムと大量破壊兵器の不拡散をめぐる」『法律時報』89巻10号  
(2017年9月) 21-26頁

2018年(63歳)

- 「講演：国際公益と国連安全保障理事会」『法政論叢（山形大学）』68・69合併号（2018年2月）109-148頁（file:///C:/Users/Tetsuo.Sato/Downloads/68-01090148.pdf）

1本目は、国連が平和維持活動を含む安全保障の分野で、発足後に果たしてきた機能とその直面する問題とを、その背景も踏まえながら検討するとともに、日本の安全保障体制に対する示唆も考えてみたものであります。

2本目は、国際法の観点から、これまでの国連の活動を振り返り、その70年の歩みを確認・評価するとともに課題や今後の展望を検討するもので、特に、国

連は国際社会における法の支配の強化・発展にどのように貢献してきたのかを検討するものです。

3本目は、先ほど触れた安保理による緊急事態的な立法の事例を検討するものです。

最後のものは、国際公益という観点から、安保理の活動を総括したものです。

関心のある方は、恐縮ですが、これらをお読み下さいとお願いして、説明の代わりにいたします。

\* \* \* \* \*

以上で、最終講義は終わりとなりますが、最後に一言お礼を申し上げます。

大学院に入ってから現在まで、40年間にわたって、国際法の研究教育を継続することができたことは、大変に幸運であったと思っています。同時に、これは本日、最終講義の場にご参集いただいた皆さん、あるいはこの場には居られないけれども、私の周りで、様々に支援して下さった皆さん、そういう皆さんのおかげで可能になったものとも考えています。心より感謝申し上げます。ありがとうございました。(会場・拍手、鳴り止まず!)

以上